

教育活動の再開に向けたガイドライン

(令和2年5月20日版)

このガイドラインは、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A」を踏まえ、管理職のみならず、児童生徒の指導に当たる教員の指針となるよう作成したものであり、この内容は、今後国の通知等を受け改訂していく予定です。

なお、各校においては、このガイドラインを踏まえて、児童生徒の実態や地域の実情、最新の情報等に応じて、行動マニュアル等を作成するなどの対応も可能です。

1 基本的な感染症対策の考え方

(1) 健康観察の徹底

家庭との連携はじめ、地域の感染状況を注視していくことが、重要である。

ア 全ての児童生徒等及び教職員は、登校・出勤前に毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、あらかじめ指定した場所に来るよう指導し、検温及び健康観察を行う。

イ 手洗いをこまめ（登校後、活動の前後、食事の前後、トイレ後、清掃後、帰宅前）に行うよう指導する。また、マスクの着用や咳エチケットを徹底するよう指導する。なお、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用はしないよう指導する。

ウ 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

(2) 「3つの密（密閉・密集・密接）」を防ぐ

「3つの密」が重なった場所は、集団感染発生のリスクが高い。3つの条件が重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮をする。

ア 【密閉】・・・窓やドアができるだけ開放し、換気の悪い密閉空間をつくらない。雨の日や暑い日（エアコンを使用する場合も）も、教室の天窓や2方向の扉や窓は開け、常に空気の流れを作る。

イ 【密集】・・・教室の児童生徒等の机の間隔ができるだけ広くとる。
児童生徒等が密接しない学習活動・学習形態の工夫をする。

ウ 【密接】・・・全ての児童生徒等及び教職員は、原則として、常にマスクを着用する。

休み時間も教室や廊下、手洗い場、トイレなどで児童生徒等が密接しないように指導する。

障がい等によりマスクの着用が難しい場合は、咳エチケットなどについて、個の実態に合わせて指導する。

(3) 保健管理体制の整備と教室・授業環境の整備

学校医、学校薬剤師と連携体制を整え、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の保健管理体制を確立する。

ア 学校再開に合わせて、定期的に開催される学校保健委員会を活用したり、電話等により指導助言を受けられるようにしたりするなど、学校医や学校薬剤師から適宜指導助言を受けられる体制を整える。

イ 手洗い場には、石けん（可能であれば、液体石けん）を設置する。

ウ 流水と石けんで丁寧に（約30秒）手洗いすることで、十分にウイルスを除去できるため、指導を徹底する。

ただし、流水で手洗いできない場合は、手指消毒液も有効であるため、可能な限り、教室付近に設置することが望ましい。

エ フェイスシールドや飛沫防止ボード等を活用するなど授業中の飛沫防止対策を講じる。



図 飛沫防止ボードの作成例（2つ折りの段ボール2枚を使用した飛沫防止ボード）

※ 飛沫防止ボードの高さは、発達段階に応じて調整する。

オ 用具や物品の共用は、可能な限り避ける。共用を避けることが難しいものは、使用後の手洗いを徹底させる。

カ 各教室に物品用消毒液（次亜塩素酸ナトリウムやエタノール等）を準備し、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり等）を1日1回以上は消毒して清掃する。

キ 物品用消毒液が不足した場合、市販の漂白剤等を活用する。（次ページ参考資料参照）

《物品用消毒液の調整方法等に関する参考資料》



「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」厚生労働省、経済産業省

※ なお、次亜塩素酸ナトリウム液は、アルコール液と異なり、手指の消毒や噴霧には使用できないので注意する。

ク 身体的距離の確保

- 学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用したりするなど、可能な限り、一人一人の距離が確保できる工夫をする。
- 一人一人の距離が十分確保できないときには、飛沫防止ボードの活用や対面とならないような授業形態を工夫する。
- それでもなお、身体的距離の確保が難しい場合は、最大限換気に配慮する必要がある。
- 児童生徒等が密集するグループ学習を行うことは避ける。ただし、ペアワークやグループワークを実施しなければならない場合は、必要な感染症対策を講じるとともに、長時間の活動とならないようとする。

(4) 給食のルール（小学校・中学校・特別支援学校・夜間定時制高校）

栄養教諭や給食業者とも連携し、献立作成や配膳方法等、給食時のルールを決める。

また、昼食等の留意点は、「2 (4) 昼食等」によることとする。(全校種)

ア 給食当番の健康観察とその記録をする。

イ 給食当番用エプロンは、他人と共に用しないこととし、次の人が使用する前に必ず洗濯するよう指導する。

ウ 配膳、おかわり、後片付け（食器返却）、などで児童生徒等が並ぶことがないよう工夫する。

エ 献立作成では、可能な限り品数を減らし、配膳時のリスクを減らす。（主菜と具沢山の汁物等）

- 才 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送車職員を含む）、寄宿舎の調理員、学校給食業務委託業者等は「検温、咳、倦怠感等」を確認し、個別健康観察記録票に記録する。
- カ 学校給食用食材納品業者（牛乳、パン、ごはん、麺、直送品業者を含む。）の納品時には、マスクの着用を求める。また、検温、咳、倦怠感等を確認し、記録する。

（5）心のケア

- ア 児童生徒等の中には、長期の休業により、心理的なストレスを抱えている者もいると考えられるため、担任等が努めて個々に対する声かけを行う。個別面談については、学校再開後できるだけ一度は全員と実施するよう努める。
- イ 担任等は、学年団をはじめ、養護教諭や教育相談係と常に情報共有し、教育相談委員会等を設け、適切に対応できる体制を整える。
- ウ 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を密にする。
- エ 学校外の相談機関として、「よりそいチャット」や「チャイルドライン」、「子どもSOSほっとライン24」、「愛知県精神保健福祉センター」、「愛知県総合教育センター相談室」において、児童生徒等及び保護者を対象とした相談事業の活用を勧めることも考えられる。

（6）新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくす

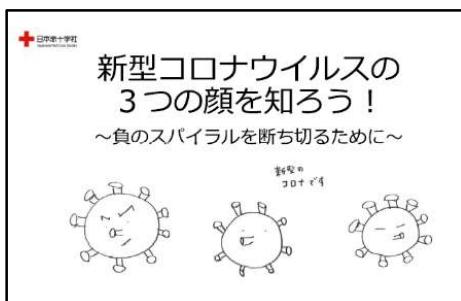
感染者、濃厚接触者、医療従事者、その他社会機能の維持に当たる方やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、断じて許されないものである。

- ア 全ての教職員は、公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がける。
- イ 児童生徒等に対して、誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があることをホームルームや集会等の機会に繰り返し指導する。

《新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見に関する指導資料》

参考 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」 日本赤十字社

<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>



2 日々の教育活動における感染症対策・指導

全ての教員が共通認識を持ち、再開後早い段階で児童生徒に対して、感染予防教育に取り組み、学校全体で感染予防に取り組めるよう、指導に当たる。

(1) 登校前、登校後

ア 毎朝、保護者と協力して家庭で検温する。風邪症状がみられる場合には登校しないよう指導する。

家庭で検温等できていない場合は、教室に入る前に所定の場所で検温及び健康観察を行う。

イ マスクを着用して登校し、登校後は教室に入る前に手洗いをするよう指導する。

(2) 朝の会

ア 挨拶の発声時には、飛沫を飛ばさない挨拶を工夫する。

イ 健康観察の徹底

- ・ 児童生徒の健康状態を確実に把握する。
- ・ 毎朝提出する健康カードを用いるなど、児童生徒が不調を申し出しづらい雰囲気や体制づくりを心がける。

《体調不良者を確認した場合》

風邪症状等の体調不良がみられる場合には、保護者に連絡をして、自宅で休養させるよう迎えを依頼する。

当該児童生徒を安全に帰宅させるまでの間、学校にとどまる場合は、他児童生徒との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。（教職員についても同様）

児童生徒の不安を取り除く健康相談ができる体制を整える。

(3) 授業

《1つの教室に40名の生徒を入れることについて》

1つの教室に40名の生徒を入れると、身体的距離の確保は困難になる。したがって、身体的距離の確保以外の感染防止対策を徹底する必要がある。学校再開準備期間に感染防止のための行動に関する指導をした上で、次のとおりの対応ができれば、40人が同時に教室に入室することは可能と考える。

- 発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等及び教職員が、室内にいない。
- 全ての児童生徒等及び教職員は、マスクを着用している。ただし、聾学校などマスクの着用が適切ではない場合は、フェイスシールド等を活用する。

- 換気は、気候上可能な限り當時、可能であれば対角線上の2方向の窓を同時に開けて行う。（詳細は後述。）
- 児童生徒等が密集するグループ学習は行うことは避ける。グループ活動は、空き教室を使った分散活動や時差活動などの工夫も考えられる。

ア 授業と授業の間の手洗い

- ・ 全ての児童生徒等が休憩時間毎に手洗いすることが望ましいが、手洗い場の数も限られていることから、手洗い場が密にならないよう配慮した上で、児童生徒等の手洗いを学校の実情に合わせて指導すること。

イ 校内で共有される用具・物品等の取扱いについて

- ・ 全ての教科において、各教科担当者が、共用の用具・物品を適宜消毒する。
- ・ 各教科担当の指導の下、児童生徒が共用の用具・物品に触れる場合は、その授業の前後で手洗いを指導する。

※ 物の表面についてウイルスは時間がたてば、壊れてしまう。ただし、物の種類によっては 24 時間から 72 時間くらい感染する力を持つと言われている。（「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」厚生労働省）

ウ 教室等の換気について

- ・ エアコンを使用している場合においても換気は必要であるため、対角線上の2方向の窓を同時に開けて行う。また、授業時間内に適宜窓等を大きく開けて換気をすることも有効である。休憩時間中には、窓や扉を大きく開けて換気を行う。
- ・ 換気の程度は、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談して、判断する。
- ・ 換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意する。

エ 熱中症の予防

- ・ マスクの着脱や活動時間、活動場所及び活動形態については、感染症予防とともに、熱中症予防にも十分注意する。

オ 各教科等の指導について

- ・ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更などを工夫し、当分の間行わない。
- ・ 原則として児童生徒等及び教員は授業中にマスクを着用しているが、熱中症予防のため、授業の途中で水分補給の時間を設けるなどの配慮をする。
- ・ 気象庁が発表する情報や環境省が公表している暑さ指数等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
- ・ 児童生徒間で、体育服や作業服等の貸し借りはせず、必ず自身のものを着用する。また、使用後は洗濯した上で再使用する。

音楽の実技

- ・ 狹い空間や密閉状態での歌唱、器楽、創作などの表現活動を行う必要がある内容については、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。
- ・ 3密状態でない場合であっても、表現活動を行う場合には、できる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないよう指導する。

体育の実技

- ・ 更衣場所、活動場所などにおいて、3つの密が重なる場面を避け、可能な限り授業を屋外で実施する。
- ・ 活動場面では、児童生徒一人一人の間隔を2m以上確保できる練習の進め方や場づくりに留意する。

また、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い内容（柔道、剣道及び球技領域におけるゴール型の種目など）の実施については、仲間との距離を取った練習方法としたり、安全な実施が困難である場合には、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。

- ・ 臨時休業期間において、児童生徒が運動不足となっていると考えられるため、準備運動を十分に行い、運動強度を抑えた軽めの運動から再開する。
- ・ 体が暑さに慣れていないことを考慮し、熱中症対策を行い予防する。
- ・ 健康診断が未実施の場合の学習活動への参加判断は、過去の健康診断の結果、学校生活管理指導票及び日々の健康観察などにより総合的に行う。とりわけ1年生については、保護者から既往症や健康状態等の情報を確実に把握するよう努める。
- ・ 屋外では一人一人の間隔を2m以上空けて行い、屋内では換気を適切に実施した上で間隔を2m以上空けて行えば、マスクの着用は特に必要としない。

理科の実験や家庭科の調理実習

感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更などを工夫する。

職業教科における実習

- ・ 学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際は、学校再開ガイドラインに示す感染拡大防止の対策を講じる。
- ・ 水産科における乗船実習を実施する際は、3密を避け、生徒・職員とともに感染拡大防止の対策を徹底的に講じるとともに、通常実施する学校医による乗船前の健康診断等において、過去2週間以上、感染を疑われる者との濃厚接触がないことを確認した上で、実習開始日までの間に十分な健康観察を行い、参加を決定すること。

また、手すりや計器類など、船内で手に触れるものは常に消毒を行うとともに、毎日の体温検査等の健康観察を欠かさないこと。

(4) 学校行事（集会）

- ア 朝礼や学年集会を体育館等の屋内で実施する際には、気候上可能な限り、窓や扉を大きく開放して行う。また、一人一人の距離が確保しやすい隊形にするなど配慮する。
- イ 参加人数を抑える、時間を短縮する、校内放送を利用する、又は気候に配慮しながら屋外で実施する等開催方式の工夫をする。
- ウ マスクを着用していることや気候に配慮し、必要に応じて進行の途中で水分補給の時間を設ける。

体力テスト

- ・ スポーツ庁「体力・運動能力調査」に基づく体力テストの実施は必要とせず、実施後の各様式の提出についても、今年度は必要としない。
- ・ 今年度の、体力章の交付及び体力づくり優良校の顕彰は行わない。

(5) 昼食等

- ア 座席は全員正面を向かせるなど向かい合わせにならないように配置する。
- イ 食事中は会話を控えるよう指導する。
- ウ 食事前の手洗いはもちろん、食事後も手に付着した飛沫等の接触感染を防ぐため手洗いをするよう指導する。
- エ 食事前後は机の清拭が望ましいが、実施が難しい場合は、清潔なハンカチ等を机上に敷き、その上で食事をするよう指導する。
- オ 食事中はマスク着用が不可能であることから、机上に清潔なハンカチ等を置き、咳やくしゃみなどで飛沫が飛びそうになったら、すぐにハンカチ等で口を押さえることができるよう指導する。
- カ 食事後の歯磨きやうがいについては、手洗い場が密にならないよう配慮した上で、学校の実情に合わせて実施するよう指導すること。
なお、学校歯科医に助言を求めることも考えられる。

(6) 帰りの会、清掃

- ア 業後のS.Tで児童生徒等の様子を観察し、体調不良の有無を確認する。
- イ 清掃時は、埃にウイルスが付着する可能性があるので、最大限の換気をして実施する。
- ウ 教職員が主となって、多人数の手が触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓サッシ、手洗い場の蛇口など）の清拭消毒をする。可能であれば、机上の清拭もすることが望ましい。なお、清拭用消毒液の取扱いには十分に注意する。

エ 清掃後は、手洗いをするよう指導する。

(7) 授業後

ア 委員会活動・生徒会活動等の活動は、精選して行う。補習を実施する場合は、授業に準じた対策をとる。

イ 教員の指導を受けていない生徒は、教室等校内に残らず速やかに帰宅するよう指導する。

ウ スクールバスの乗車の際にも、身体的距離に留意し、過密乗車を避けるよう指導する。また、スクールバス利用者には手洗いや咳エチケット等を徹底するとともに、会話を控え、マスクを着用するよう指導する。スクールバス使用後には、利用者が触れる場所を消毒する。なお、運転手に対して、定期的に窓を開け、換気を行うよう指示する。

エ 帰宅後は、すぐに手洗いをするよう指導する。

オ 自宅等で友人と会う場合や外出時においても3つの密を避けるよう指導する。

(8) その他

新型コロナウイルス感染症について、児童生徒等が正しく理解し、適切な行動をとれるよう繰り返し指導する。

《新型コロナウイルス感染症に関する指導資料》



参考 「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/2020501-mext_kenshoku-000006975_5.pdf

3 部活動

部活動の再開を検討する場合は、地域の感染状況、学校再開後の児童生徒の生活、教員に係る負担なども含めて、活動の可否を判断する必要がある。

部活動を実施する際には、当面の間は、感染防止対策を徹底した上で活動することとし、活動時間や運動強度などに配慮し、段階的に対応する。また、留意事項については種目特性に応じて適宜追加して対応する。

(1) 「再開に向けた準備を行う」期間

- ア 学校における、部活動の目標及び運営方針の組織全体の共有を図る。「組織的な運営体制の整備については、平成30年9月に県教育委員会が示した「部活動指導ガイドライン」の16ページ以降を参考にして、学校として組織的に指導、運営及び管理できるように留意する。
- イ この期間の生徒の活動はせず、部顧問が中心となって児童生徒との面談などを行い、休業中の児童生徒の生活状況を把握する。また、「部活動再開計画（後述）」を作成する。
- ウ 通常の活動計画の他に、感染防止対策を踏まえた「部活動再開計画」（別添資料）を各部で作成し、校長の許可を得た上で活動を始める。

(2) 通常授業開始後に部活動を再開する際の留意点

- ア 児童生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- イ 活動の際は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図ること。また、立ち会うことができない場合は実施しない。
- ウ 万全の感染防止対策をとり、活動時間や活動場所に十分留意して実施する。
 - ・ 活動の前後の手洗いを励行し、部活動で使用する用具については、使用前に消毒を行う。また、タオル、ハンカチ、水筒等は個人持ちとし、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。
 - ・ 屋内で活動する場合は3つの密の場面を避けるため、人数を絞った活動とし、部室や更衣室は使用人数を決めて入れ替わりで更衣させ、こまめに換気を行う。また、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり等）は適宜消毒をして衛生環境を徹底する。
 - ・ 活動中は一人一人の間隔を2m以上空けることとし、児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏する活動などについては、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
 - ・ 活動中のハイタッチや握手、近距離での会話は控える。
 - ・ 臨時休業期間中の運動不足を考慮し、準備運動を十分に行い、運動強度は

段階的に高めるとともに、熱中症事故防止についても適切な措置を講ずる。

- ・ 身体活動を伴う部活動におけるマスクの着用については、屋外では一人一人の間隔を2m以上空けて行うことができ、屋内では換気を適切に実施した上で間隔を2m以上空けて行うことができれば、マスクの着用は特に必要としない。

エ 対外的な練習試合等については、上記ア～ウの内容を慎重に考慮して実施する。ただし、6月14日（日）までは校内での活動とし、全ての種目について実施を自粛する。

【本ガイドラインの取扱いについて】

◎1及び2の内容 今後、長期的な対応が必要となるため、当分の間、本ガイドラインで対応する。

◎3の内容 6月14日（日）までは全ての対外的な練習試合を自粛し、その後も県内や地域の感染状況等を見極めながら、段階的に通常の活動に緩和していくことを各学校で検討し、学校間で調整する。

愛知県立〇〇高等学校 部活動再開計画 【部】

校長	教頭		特別活動部		部顧問		

1 今年度の部活動の目標及び運営方針 【学校で策定】

.

.

.

2 「再開に向けた準備を行う」期間における計画策定 【部活動ごとに策定】

(1) 休業中の生徒の生活状況から考えられる配慮事項

.

.

.

(2) 部活動を再開する際の感染防止対策

ア 活動前の留意事項（部室・更衣室の対策を含む）

.

.

.

イ 活動中の留意事項

.

.

.

.

.

.

ウ 活動後の留意事項（部室・更衣室の対策を含む）

.

.

.

エ 対外的な練習試合等の留意事項（6月15日以降）

.

.

.